

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令について

平成 30 年 12 月
地 方 債 課

1. 概要

都道府県及び指定都市は、地方財政法第 32 条の規定に基づき、公共事業のほか、「公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業」の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証票（宝くじ）を発売できることとされている。

総務省令で定める事業のうち、以下の事業については、その期限が平成 30 年度までとされているが、引き続き、「公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるもの」であると認められることから、事業の期限を延長（平成 35 年度まで）するため改正を行うもの。

- 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業（第 3 号関係）
- 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業（第 4 号関係）
- 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業（第 5 号関係）
- 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業（第 6 号関係）
- 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業（第 10 号関係）

2. 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日